

奈半利町要保護及準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和29年法律第26号）第25条及び第40条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し就学援助を行うことを目的とした要保護及準要保護児童生徒援助費（以下、「援助費」という。）の支給に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「児童生徒」とは、奈半利町に住所を有し、かつ奈半利町立小学校又は中学校に在学する者をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人）をいう。

(支給対象経費)

第3条 支給対象経費の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学費
- (3) 修学旅行費
- (4) 校外活動費
- (5) 学用品購入費
- (6) 新入学児童・生徒学用品購入費
- (7) 通学用品購入費
- (8) 医療費
- (9) クラブ活動費
- (10) 生徒会費
- (11) P T A会費

(支給対象者)

第4条 援助費の支給対象者は、奈半利町内に住所を有し、現に居住している保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者。ただし、前条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第7号の就学援助については、同法第13条の規定による教育扶助を受けている者を除く。

(2) 前号に規定する要保護者に準じる程度に経済的に困窮しており、教育委員会が別に定める認定基準に該当する者

(支給額)

第5条 援助費の支給額は、予算の範囲内において教育委員会が別に定める。

(申請)

第6条 就学奨励費を受けようとする保護者は、次の各号に掲げる書類を児童・生徒の在籍する学校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 就学援助申請書兼世帯票

(2) 同一生計世帯全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額が明らかになる書類

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

(支給の決定)

第7条 教育委員会は、前条に掲げる書類を受理したときは、その内容を審査のうえ、支給の適否及び支給区分を決定し、学校長を通じて保護者に通知するものとする。

(支給方法)

第8条 就学援助費の支給については、学用品費、通学用品費は年2回（5月、9月）その他の経費は、その都度支給するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月27日教委訓令第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。